

防地補第3546号  
26.3.18

地方協力局長 殿

事務次官  
(公印省略)

合衆国軍隊事故被害者救済融資基金取扱要領について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：合衆国軍隊事故被害者救済融資基金取扱要領

# 合衆国軍隊事故被害者救済融資基金取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、合衆国軍隊事故被害者救済融資補助金交付要綱（平成26年防衛省訓令第7号。以下「交付要綱」という。）第15条の規定に基づき、合衆国軍隊事故被害者救済融資事業（以下「融資事業」という。）の実施の要領を含む合衆国軍隊事故被害者救済融資基金（以下「融資基金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものである。

## 第2 融資基金の取扱いに関する規程の整備

- 1 補助事業者（交付要綱第6条第1号に規定する補助事業者をいう。以下同じ。）は、交付要綱第7条に規定する交付決定の通知を受けたときは、遅滞なく、融資基金の取扱いに関する規程（以下「融資基金規程」という。）を整備し、防衛大臣に報告するものとする。
- 2 前項の融資基金規程には、以下に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 目的
  - (2) 融資基金の運用方法に関すること。
  - (3) 融資基金の運用により収受した果実の取扱いに関すること。
  - (4) 融資事業の実施に係る次に掲げる事項に関すること。
    - ア 融資対象者及びその認定に関すること。
    - イ 融資限度額、融資利率、融資期間、償還方法その他の融資の条件に関すること。
    - ウ 融資の申請手続に関すること。
    - エ 融資の決定手続に関すること。
    - オ 融資契約の締結に関すること。
    - カ 融資金の交付に関すること。
    - キ 融資金の償還手続に関すること。
    - ク その他融資事業の実施に関し必要なこと。
  - (5) 融資基金の経理に関すること。
  - (6) 融資事業の実施の状況等に係る防衛大臣への報告に関すること。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により融資基金規程を整備するときは、地方協力局長の意見を聴くものとする。

## 第3 融資基金規程の整備に際しての留意事項

地方協力局長は、第2第3項の規定により意見を述べるときは、次に掲げる事項が補助事業者によって適切に考慮されているか特に確認し、交付要綱第2条に規定する補助金の交付の目的が達成されるよう留意するものとする。

- (1) 融資基金の運用に関し、補助金の交付を受けた補助事業者は、次の各号に

掲げる方法により、融資基金を運用し、適切に管理すること。

ア 金融機関への預金（普通預金又は定期預金に限る。）

イ 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）

ウ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のものに限る。）

(2) 融資基金に占める前号イ及びウに掲げる事項の割合は、補助金の総額の100分の40の範囲内とすること。

(3) 融資基金の運用により収受した果実に関し、管理運営費（融資事業の実施並びに融資基金の運用及び管理に必要なものに限る。以下同じ。）に充てるほかは、融資基金に繰り入れること。

(4) 融資を無利子・無担保・無保証人にて行うこととするほか、融資の条件が融資事業の目的に照らして適切なものであること。

(5) 融資事業の実施に関し、融資金を融資対象者が負担する次に掲げる費用に充てること。

ア 療養に要する費用

イ 特に必要と認められる生活費

ウ 葬祭に要する費用

エ その他緊急に必要と認められる費用

(6) 融資基金の経理に関し、補助事業者が、融資基金の経理について特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して経理を行い、収支簿に収入額及び支出額を記載して、同基金の用途を明らかにしておくこと。

(7) 融資事業の遂行状況に関し、防衛大臣に毎年度の定期報告を行うこと。

(8) 前号のほか、防衛大臣の求めに応じた随時の報告及び融資基金の取扱いに障害が生じた場合における報告の実施を適時適切に行うこと。

#### 第4 その他

この要領の実施に関する必要な細部事項は、地方協力局長が定める。